㈡　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

㈢　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

⑵　高温試験

㈠　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃、60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ常湿に設定する。

㈡　この状態で１時間放置する。

㈢　上記㈡の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㈣　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

㈤　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

⑶　湿度試験

㈠　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

㈡　この状態で４時間放置する。

㈢　上記㈡の時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㈣　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

㈤　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

４　その他の条件

⑴　本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

⑵　常温（５℃～35℃）、常湿（45％～85％（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。

⑶　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑷　常温、常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

四　周波数の偏差

１　測定系統図

